

# 経営改善計画策定支援 事業を活用しませんか!



事業者が金融機関に支援を申し出る場合や、自社の経営課題を発見するために策定するのが「経営改善計画書」です。

この事業は事業者が認定支援機関(専門家)に依頼して「経営改善計画書」を策定する費用を補助する事業です。

こんな事業者の方にお勧めです・・・

売上を増やしたい、コストを削減したい、金融機関の支援を受けたい、経営不振を打開したい、経営課題を解決したい、経営に関する相談相手がいない、認定支援機関(国が認定した税理士や中小企業診断士などの専門家)の意見を聞きたい、などの悩みをお持ちの経営者の皆様が対象です。

<p>こんな認定支援機関の方に 支援(計画策定)していただきたい・・・</p>	<p>金融機関の皆様にもメリットが満載です!! &lt;経営改善計画策定支援事業を活用すると・・・&gt;</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門知識を計画策定に活かしたい方</li> <li>・ 経営者と事業内容・経営方針などの話をするきっかけを作りたい方。</li> <li>・ 経営改善計画書の策定を通し、企業情報の整理・蓄積したい方。</li> <li>・ 経営指導のスキルを身に付け、指導ノウハウを蓄積したい方。</li> <li>・ 経営者から頼られる存在になりたい方。</li> <li>・ 計画策定で金融機関の考え方を理解したい方。</li> <li>・ 金融機関の信頼を得たい方。</li> <li>・ etc.</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 税理士などの専門家により「経営改善計画書」が策定できる。</li> <li>② 専門家(第三者)による客観的な経営状況の分析が得られる。</li> <li>③ 金融支援を求める取引先企業の事業内容や見通しが理解できる。</li> <li>④ 経営不振に陥った取引先企業に対する方針(融資等の支援策)が決めやすい。</li> <li>⑤ 事業者や本店融資部門との交渉の面で、支店の担当者の負担が軽減できる。</li> <li>⑥ 成果が出れば経営者に喜ばれる。</li> <li>⑦ 金融庁が推進するコンサルティング機能の向上・リレーションバンキングの方針にも合致する。</li> <li>⑧ 取引先企業の経営が改善すれば、銀行の業績にもプラス効果。</li> <li>⑨ モニタリングで継続した企業情報が得られる。</li> <li>⑩ 銀行員の人材育成にも効果が期待できる。</li> </ol>

**兵庫県経営改善支援センター**

神戸商工会議所  
〒675-8543 神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 8 F

☎ **078-303-5856 (直通)**

FAX **078-303-5853**

代表 e メール **keiei-kaizen@kobe-cci.or.jp**

# <経営改善計画策定支援事業(405事業)>

## (405事業とは)

会社を立て直したいときに使える制度・・・  
経営者が会社の経営不振を何とかしたい、いつも資金繰りに追われている状態を改善したい、金融支援を受けなければ事業が進まない、と思ったときに使う制度。

## (405事業の概要)

本事業は、金融支援を伴う本格的な経営改善の取組みが必要な中小企業・小規模事業者を対象として、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、経営改善の取組みを促すものです。

中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用について、3分の2(上限200万円)を補助します。

## ★なぜ、405事業が必要？

経営不振に陥ると経営者は今までの経営方針に疑問を持ち、今後の方針を迷ってしまいがちです。思考は堂々巡りになり、時間ばかりが経過し、焦りが生じてしまいます。

大切なのは、思考を整理して経営課題を的確に把握する事。状況に応じ、正しく進んでいく方向を決める事。

方向が決まれば、後は改善策を確実に実行していただくだけです。

そして、それを支援するのが405事業なのです。

## (405事業を進めて行く注意点とは)

405事業は経営不振から脱却するための有効な制度です。しかし、右の注意点を理解しなければ効果が得られない事もあります。

- ①金融機関の同意が無ければ経営改善計画として認められない。金融機関の納得が得られる計画が出来上がらないと時間と費用の無駄。
- ②第三者に丸投げではなく、経営者も積極的にかかわらなければ、絵に描いた餅になる。
- ③素晴らしい計画を立てても、実行しなければ金融機関の信用が下がる(失う)。
- ④経営改善計画の実施により、営業利益が黒字化できることが大前提。計画を実施しても赤字が続くような計画は金融機関から同意は得られない。自身の身を切る覚悟が必要。

# <早期(プレ405)経営改善計画策定支援事業(早期事業)>

## (早期事業とは)

会社の「健康診断」のような制度・・・  
経営は何とか軌道に乗っているが、今後の経営環境の変化が心配。もう一步踏み込んで経営の安定を図りたいと思ったときに使える制度。

## (早期事業の概要)

本事業は、資金繰り管理や採算管理などの基本的な内容の経営改善の取組みを必要とする中小企業・小規模事業者を対象。認定支援機関が資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図といった内容の経営改善計画の策定を支援し、計画を金融機関に提出。自己の経営を見直すことにより、経営課題の発見、早期の経営改善を促すものです。  
中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する早期経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用について、3分の2(上限20万円)を補助します。

## ★なぜ、早期事業が必要？

このところ資金繰りが不安定、売上が減少傾向、自社の経営状況を客観的に知りたい、専門家の助言が欲しい、金融機関ともしっかり情報交換したいなど、「転ばぬ先の杖」として今後の経営の安定を図るための制度が早期(プレ405)事業です。

経営課題の早期発見・早期治療がこの事業の目的と言えます。もちろん、設備投資や新規事業など、今後の事業拡大を検討する場合の情報整理(金融支援を目的としない)にも活用できます。

(早期事業を進めて行く注意点とは)

405事業とは異なり、早期(プレ405)事業はあくまで「会社の健康診断」です。

- ①早期経営改善計画を実行しなくてもペナルティはありません。⇒ そのため、せっかく作成した計画も実行しなければ大切な資金の無駄使いになってしまいます。
- ②Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)のサイクルを理解し実行する意思が必要。
- ③早期経営改善計画は自社でも作成できます。2回目の計画策定からは自身で作れるよう、作成(分析)方法を理解してください。定期的なセルフチェックで健康維持に努めましょう。
- ④セルフチェックにはローカルベンチマークを活用しましょう。

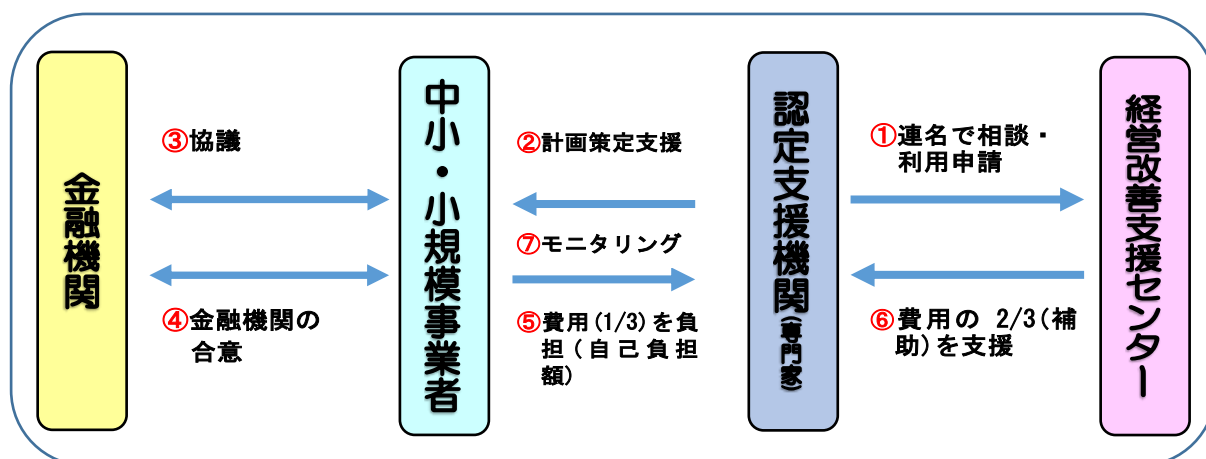
## 【「405 事業」と「早期事業」の主な違いについて】

比較項目	経営改善計画(405 事業)	早期経営改善計画(早期事業)
制度の補助	費用総額(計画策定とモニタリング)の2/3 (※上限 200 万円)	費用総額(計画策定とモニタリング)の2/3 (上限 20 万円)
申請事業者(対象者)	財務上の問題を抱え、何らかの <b>金融支援を必要とする事業者</b>	金融支援は不要だが、一歩踏み込んで経営安定に取り組みたい事業者
利用申請(申請書類提出)時	主要(メイン又は準メイン)金融機関の支援協力(申請書に記名・押印)又は 確認書が必要	主要(メイン又は準メイン)金融機関の支援協力(申請書に記名・押印)又は 事前相談書が必要
経営改善計画書の内容	①ビジネスモデル俯瞰図 ②グループ関連図 ③資金繰り実績表 ④経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期 ⑤実施計画(アクションプラン)及びモニタリング計画(原則3年) ⑥資産保全表 ⑦貸借対照表・損益計算書、キャッシュフロー計算書等の計数計画(各種金融支援含む) ⑧その他必要とする書類	①ビジネスモデル俯瞰図 ②資金実績・計画表 ③損益計画 ④実施計画(アクションプラン)
金融機関への説明・報告	原則、債権者である全ての金融機関(保証協会含む)へ説明	事前相談書発行の金融機関へ「計画書」報告
金融機関の対応	原則、債権者である全ての金融機関の「 <b>同意書</b> 」等の発行が必要。(信用保証協会を含む)	報告した金融機関の「受取書」発行
モニタリング	計画策定後の実績をモニタリング (3年の間に3回～36回)	計画策定した年の翌年度1年間の実績をモニタリング(1回以上)
その他	※※保証協会の費用補助制度あり(併用可)	特になし

※企業規模(年商と有利子負債残高)により上限額は異なります。詳しくは当センターホームページをご覧ください。※表紙QRコードを活用下さい  
 ※信用保証協会の保証付借入金があり、協会の定める条件に該当する方のみ利用可。詳しくは保証協会のホームページをご確認下さい。

### 【事業の大まかな流れ】

- 1. 制度の利用申請
- 2. 経営改善計画の策定と提出
- 3. モニタリング(計画策定から3年間(早期は1年後)の実績確認・計画推進指導)



※早期事業では、金融機関に対する③、④は不要。但し、利用申請の前にメイン又は準メイン金融機関において事前相談書の受取りと、計画策定後には「早期経営改善計画書」の提出とその受取書の交付が必要になります。

※上記の表はあくまで手続きの流れを簡略化したものです。詳細については、当センター又は中小企業庁のホームページをご覧ください。